ヤ 第 ７ ０ ６ 号
令和８年１１月１７日

各市町村長　様

千葉県知事　熊谷　俊人
（公印省略）

災害発生時における県内災害発生土砂の県残土条例許可特定事業場への搬入について（通知）

土砂等の適正な埋立てにつきましては、日頃格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「県条例」という。）に係る県条例許可特定事業場への土砂の搬入に関し、今後、県内災害発生土砂については、別紙のとおり取扱うこととしますので、お知らせします。

【担当】
千葉県環境生活部ヤード・残土対策課
残土・再生土対策班
電話：０４３－２２３－２８５４
メール：zando@mz.pref.chiba.lg.jp

【別紙】

災害発生時における県内災害発生土砂の県条例許可特定事業場への搬入について

１　原則

千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「県条例」という。）では、土壌汚染を防ぐため、以下の仕組みを県条例制定以来一貫して維持している。

ア　土砂発生場所ごとに土質検査（5,000 ㎥ごとの土質検査）を行うこと

（県条例第１５条、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）第８条第１項）

イ　土砂が発生場所から県条例許可特定事業場に直接搬入（仮置き場において土砂発生場所ごとに区分管理する場合を含む）されること【県条例第１５条】

【参考】

- （千葉県）土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例申請の手引き　Ｐ４０～
  https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zandotebiki.html
- （千葉県）千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準　Ｐ１２
  https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/documents/sinsa-honnka.pdf
- （千葉県）千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可申請に係る審査基準（一時たい積）　Ｐ９
  https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/documents/sinsa-taiseki.pdf

２　災害発生時における取扱い

（１）仮置き場の確保及び工事間流用の推進について

県条例許可特定事業場の容量にも限りはあることから、今後も発生しうる大規模災害による県内災害発生土砂の全てを県条例許可特定事業場への搬入で処理できるとは限らない。

「建設発生土」については、資源有効利用促進法及び同法施行令において「指定副産物」に定められ、再生資源としての利用促進が特に必要なものとして位置づけられている。「災害発生土」についても、各市町村において仮置き場の確保及び工事間流用の推進に努められたい。なお、今後発生しうる大規模災害に備える上でも、平時からこの点について留意されたい。

（２）具体的な対応

多数の土砂崩れ等が発生した災害時には、被災箇所ごとに土質検査を行う必要が生じることとなり、復旧作業に時間を要し、支障をきたしている場合であって、上記（１）

の対応により難いと市町村が判断した場合は、上記１の原則に替えて、以下の対応によることができることとする。

ア　仮置き場における土砂混合後の土質検査

以下の全てに該当する場合については、県条例１５条第４号の「その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合」に該当するものとして、規則第８条第１項に定める土砂等搬入届（別記第八号様式）について、土砂発生場所ごとの規則第８条第３項に定める「検査試料採取調書」（別記第三号様式）及び「地質分析（濃度）結果証明書」（別記第四号様式）（以下「調書等」という。）の添付を省略することができる。

（ア）県内市町村が、

（イ）県内の災害に起因して発生した土砂（違法な盛土の土砂を除く。以下「県内災害発生土砂」という。）について、

（ウ）土砂発生場所から仮置き場までの運搬、仮置き場での保管、仮置き場から県条例許可特定事業場までの運搬を管理する場合であって、

（エ）仮置き場で混合された県内災害発生土砂について、以下の検査を実施し、安全基準に適合することが確認できる調書等を添付するとき

【仮置き場での検査】

①原則：100 ㎥ごとの５点混合検査の実施

②例外：市町村が、土砂発生場所についての一定の地歴調査の結果、発生場所の土砂について土壌汚染のおそれが少ないと認められる旨を記載した発生場所に係る発生元証明書を作成し、当該証明書が県条例許可特定事業者からの搬入届に添付されるときは、900 ㎥ごとの５点混合検査の実施

⇒事務手続き等の詳細は別添１参照

イ　土砂発生場所又は区分管理された仮置き場における土質検査後の土砂混合

上記アの（ア）～（ウ）に該当する場合であって、土砂発生場所又は区分保管された仮置き場での土質検査（5,000 ㎥ごとの土質検査）の結果、土質の安全が確認された土砂を仮置き場において混合することは、県残土条例１５条柱書きにより認められるものとする。

⇒事務手続き等の詳細は別添２参照

※　上記ア及びイの対応については、県内災害発生土砂の発生及び保管の状況により、必要な対応を選択できるものとする。

例：・土砂崩れ３００か所、土砂 3,000 ㎥の場合の検体数の比較

→ア①の対応：３０検体、ア②の対応：４検体、イの対応：３００検体

・土砂崩れ３か所、土砂 3,000 ㎥の場合の検体数の比較

→ア①の対応：３０検体、ア②の対応：４検体、イの対応：３検体

（３）留意事項

ア　水分を多量に含む柔らかい土砂、ガレキや樹木等が混じった土砂は、そのままでは県条例許可特定事業場に搬入できないことに留意すること。

イ　県内災害発生土砂を搬入した県条例許可特定事業場において、土砂の汚染が確認された場合、当該汚染土砂は県条例許可特定事業者により撤去等の必要な措置が執られることになるが、汚染の原因が県内災害発生土砂であることが判明した場合は、市町村は県条例許可特定事業者から汚染土砂の撤去等に係る責任を問われる可能性があること。

ウ　上記（２）ア及びイの対応は災害時における条例上の手続きを示したものであり、実際の県条例許可特定事業場における県内災害発生土砂の受入れの可否は県条例許可特定事業者の判断によること。

（４）施行期日（土砂等搬入届受付開始日）

令和８年１１月２７日

（５）その他

本件取扱い及び参考様式等については、近日中に千葉県ホームページに掲載する。

【別添１】

【別紙】２（２）ア　仮置き場における土砂混合後の土質検査を行う場合の手続きについて

県条例許可特定事業者が作成する搬入届のほかに必要な書類は以下のとおり。

１　土砂等発生元証明書

（１）本件対応は例外的な取扱いであることから、「土砂等発生元証明書」については市町村長名で仮置き場ごとに作成するとともに、後記記載例１（記載例１別紙１～５を含む）を参考に全ての土砂発生場所と仮置き場の状況が確認できるようにすること。

（２）全ての土砂発生場所について「土地の利用状況等の調査結果書」（記載例１別紙３）を作成するとともに、市町村において当該調査結果を踏まえ、混合した県内災害発生土砂の汚染のおそれについて検討の上、土質検査の検査単位を 100 ㎥又は 900 ㎥とするか決定し、その内容に基づき土質検査を実施するとともに、「土砂等発生元証明書」の「発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無」の欄に記載すること。

（３）「土地の利用状況等の調査結果書」については、地歴の状況が同一かつ航空写真で明確に確認できる場合に限り、「土砂発生場所一覧」（記載例１別紙１）の複数の地番を列記することによりまとめて作成して差し支えない。

【参考】

- （千葉県）土砂等の搬入の届出（←土砂等発生元証明書の様式を掲載）
  https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zando106.html

２　（仮置き場における）検査試料採取調書

【参考】

- （千葉県）添付様式及び必要書類チェック票（←検査試料採取調書の様式を掲載）
  https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zandotenpu.html

３　（仮置き場における）地質分析（濃度）結果証明書

【参考】

- （千葉県）添付様式及び必要書類チェック票（←地質分析（濃度）結果証明書の様式を掲載）
  https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zandotenpu.html

第九号様式（第八条第二項）

記載例１

土砂等発生元証明書

年　月　日

特定事業者名

様

発生元事業者
住　所
事業者名
代表者　　印

本件対応においては、土砂等発生元証明書は市町村長名で作成すること

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工　事　名	【県内災害発生土砂】●●市災害復旧工事（その●） ※県内災害発生土砂に係る工事であることを明記
工事施工場所	●●市地内（別紙一覧のとおり）
発　注　者	●●市　担当：●●部●●課（担当者名） （電話番号）●●●－●●●－●●●● ※発注者に問い合わせを行うことがあることから部署・担当者名等を記載
工事施工期間	年　月　日　～　年　月　日 ※上記別紙一覧の土砂を仮置き場に搬入した最初の日と最後の日
当該工事に係る土砂等発生総量	●●㎥（うち搬出契約量●●㎥） ※総量は別紙一覧の土砂を混合した総量
今回の証明に係る土砂等の量	●●㎥（５，０００㎥以内） ※１回の搬入量の上限である5,000㎥以内とすること
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	有　・　無 別紙のとおり【100 ㎥毎の検査】 【別紙調査結果により土壌汚染のおそれが少ない。900 ㎥毎の検査】 ※・原則として 100 ㎥毎の検査 ・別紙一覧の発生場所全てについて土壌汚染のおそれが少ないことが確認できれば 900 ㎥毎の検査 ・状況に応じた内容を記載
発生土砂等の区分	第●種建設発生土 ※別紙一覧の土砂に係る全ての区分を列記すること ※混合した県内災害発生土砂の土量に対応し、100 ㎥又は 900 ㎥毎に行った検査に係る全ての「検査試料採取調書」及び「地質分析（濃度）結果証明書」を添付すること ※複数搬出契約により「地質分析（濃度）結果証明書」の原本がない場合に限りコピー使用可
発生土砂等運搬契約者名	住所　　氏名 住所　　氏名 住所　　氏名 住所　　氏名
発生土砂等埋立事業者名	（県内災害発生土砂に係る仮置き場）住所　●●市●●▲－▲ （埋立て等の事業場）住所 氏名 ※土砂を混合した仮置き場の所在地を記載

注　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

土砂発生場所一覧　　記載例1別紙1

○仮置場（●●市●●▲－▲）に搬入した土砂等に係る発生元一覧

No.	地番	面積（概算）	土砂等の量（概算）
1	●●市●●区●●	●●	●●
2	●●市●●区●●地先	●●	●●
3	●●市●●区●●地先	●●	●●
4	●●市●●区●●	●●	●●
5	●●市●●区●●地先	●●	●●
⋮	⋮	⋮	⋮
合計	―	●●	●●

○上記発生元の位置図



○土砂発生場所が確認できる図面（No.1）



○現場写真（No.1）



原則としては、土量計算に使用できる資料（平面図・断面図）を作成。
作成不可の場合は地図上で概ねの発生位置を示す。

（参考様式第１号）　　記載例１別紙３

土地の利用状況等の調査結果書

1　調査を実施した土地	●●市●●区●●地先
2　調査実施者	所　属： 職氏名： 連絡先：
3　調査方法	・資料での確認 ・ヒアリングの実施（土地所有者、使用者、従業員、その他（　　））
4　調査内容	
(1) 調査の結果、地歴が判明した期間　注１	西暦　　年　　月　～　西暦　　年　　月
(2) 規則別表第１に掲げる物質の取扱いを行っていた工場等の設置の状況	有　・　無　・　不明
(3) その他土壌汚染が疑われる事情の有無	有　・　無　・　不明
(4) 土地利用の状況（地目）	
5　規則別表第１に掲げる物質による汚染の状況調査の有無	有　・　無　・　調査中
6　その他参考となる事項　注２	なし

・資料としては航空写真、国土地理院地図、住宅地図等が想定される。
・航空写真については、概ね昭和20年代以降のものが国土地理院のホームページから閲覧・入手可能（閲覧方法は後記）。
・航空写真は入手できる最も古いものから最新のもの主で概ね5年毎に調べること。
・航空写真等だけでの確認が困難な場合は、住民からのヒアリング、登記事項証明書、行政情報などを補足資料として活用すること。
・調査に用いた資料を添付すること。

有害物質の取扱いの有無は「水質汚濁防止法に基づく特定事業場一覧表」等により確認が可能
https://www.pref.chiba.lg.jp/suiho/haisui/koujou/ichiran/tokuteiichiran.html

その他想定される事情としては、
・汚染された土砂等による盛土・埋立て
・薬品による土壌改良等
・自然的原因で安全基準を超えている可能性がある地域・地層
・その他、臭気のある土壌その他
・土壌、水質に異変が認められる地域　等

有害物質による汚染の状況を調査している場合は、その結果書の写しを添付すること。

備考　・過去に有害物質を取扱い等していた場合は、その使用場所がわかる図面（航空写真への図示可）を添付してください。
・指定調査機関による調査を行っている場合は、その結果書の写しを添付してください。

注１ 調査の結果、地歴が不明な期間がある場合は()にその期間を記載してください。
注２ 規則別表第１に掲げる物質の使用等に関して届出等を行っている場合は、その内容を記載してください。

記載例1別紙4（仮置場に係る資料）

○仮置き場位置図



○証明対象区域及び対象位置が確認できる図面



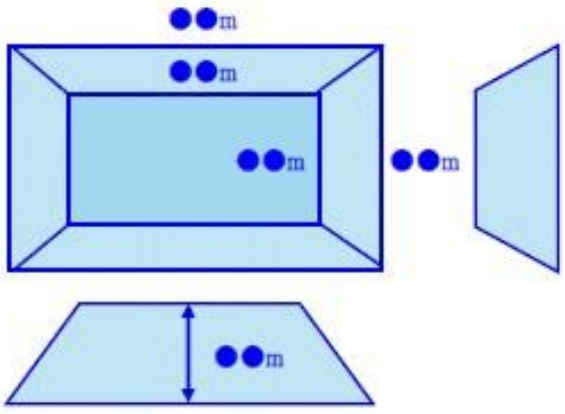

●土量計算書

●●×●●…＝●●m3

（※発生場所一覧記載の合計値との一致を確認）

記載例1別紙5（検体採取位置図例）

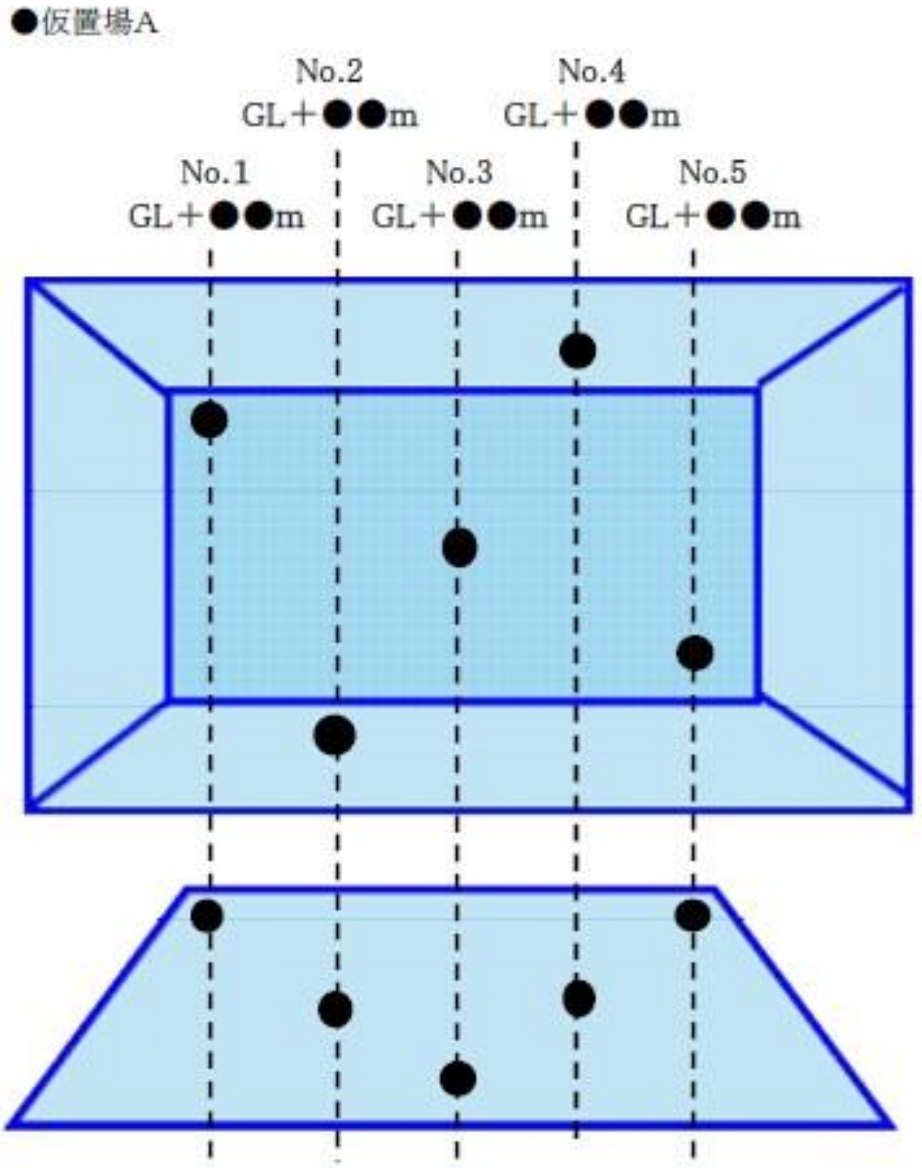

記載例１参考

国土地理院の航空写真の見方






⑥「年代別の写真」を選択すると年代別の航空写真を確認できる


⑨航空写真については、画面のスクリーンショット保存や印刷ボタンから印刷等を行うことで資料として使用可能。
資料として利用する場合は、国土地理院から入手したものであると分かるようにすること（印刷ボタンから印刷すると自動的に明記される）。
⑦確認したい年代を選択すると当時の航空写真の画面となり、当時の利用状況の確認が可能
⑧他の年を確認する場合は改めて選択する

【別添２】

【別紙】２（２）イ　土砂発生場所又は区分管理された仮置き場における土質検査後の土砂混合を行う場合の手続きについて

県条例許可特定事業者が作成する搬入届のほかに必要な書類は以下のとおり。

１　土砂等発生元証明書

本件対応は例外的な取扱いであることから、「土砂等発生元証明書」については市町村長名で仮置き場ごとに作成するとともに、後記記載例２（記載例２別紙１～３を含む）を参考に全ての土砂発生場所と仮置き場の状況が確認できるようにすること。

【参考】

・　（千葉県）土砂等の搬入の届出（←土砂等発生元証明書の様式を掲載）
https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zando106.html

２　（土砂発生場所ごとの）検査試料採取調書

【参考】

・　（千葉県）添付様式及び必要書類チェック票（←検査試料採取調書の様式を掲載）
https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zandotenpu.html

３　（土砂発生場所ごとの）地質分析（濃度）結果証明書

【参考】

・　（千葉県）添付様式及び必要書類チェック票（←地質分析（濃度）結果証明書の様式を掲載）
https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/tetsuzuki/zando/zandotenpu.html

第九号様式（第八条第二項）

記載例２

土砂等発生元証明書

年　月　日

特定事業者名

様

発生元事業者
住　所
事業者名
代表者　　印

本件対応においては、土砂等発生元証明書は市町村長名で作成すること

電話番号

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第２条第１項に規定する廃棄物ではありません。

工　事　名	【県内災害発生土砂】●●市災害復旧工事（その●） 県内災害発生土砂に係る工事であることを明記
工事施工場所	●●市地内（別紙一覧のとおり）
発　注　者	●●市　担当：●●部●●課（担当者名） （電話番号）●●●－●●●－●●●● 発注者に問い合わせを行うことがあることから部署・担当者名等を記載
工事施工期間	年　月　日　～　年　月　日 上記別紙一覧の土砂を仮置き場に搬入した最初の日と最後の日
当該工事に係る土砂等発生総量	●●㎥（うち搬出契約量●●㎥） 総量は別紙一覧の土砂を混合した総量
今回の証明に係る土砂等の量	●●㎥（５，０００㎥以内） ・別紙一覧の各発生場所の土砂は 5,000 ㎥以内毎に検査を行うこと ・１回の搬入量の上限である 5,000 ㎥以内とすること
発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無	有　・　無 別紙のとおり 別紙一覧の各発生場所に係る全ての「検査試料採取調書」及び「地質分析（濃度）結果証明書」を添付すること ※複数搬出契約により「地質分析（濃度）結果証明書」の原本がない場合に限りコピー使用可
発生土砂等の区分	第●種建設発生土 別紙一覧の土砂に係る全ての区分を列記すること
発生土砂等運搬契約者名	住所　氏名 住所　氏名 住所　氏名 住所　氏名
発生土砂等埋立事業者名	（県内災害発生土砂に係る仮置き場）　住所　●●市●●▲－▲ （埋立て等の事業場）　住所 氏名 土砂を混合した仮置き場の所在地を記載

注　発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第１に規定する区分を記載すること。

土砂発生場所一覧　　記載例2別紙1

○仮置場(●●市●●▲―▲)に搬入した土砂等に係る発生元一覧

No.	地番	面積(概算)	土砂等の量(概算)
1	●●市●●区●●	●●	●●
2	●●市●●区●●地先	●●	●●
3	●●市●●区●●地先	●●	●●
4	●●市●●区●●	●●	●●
5	●●市●●区●●地先	●●	●●
⋮	⋮	⋮	⋮
合計	―	●●	●●

○上記発生元の位置図



○土砂発生場所が確認できる図面（No.1）



○現場写真（No.1）



原則としては、土量計算に使用できる資料（平面図・断面図）を作成。
作成不可の場合は地図上で概ねの発生位置を示す。

記載例2別紙3（仮置場に係る資料）

○仮置き場位置図



○証明対象区域及び対象位置が確認できる図面



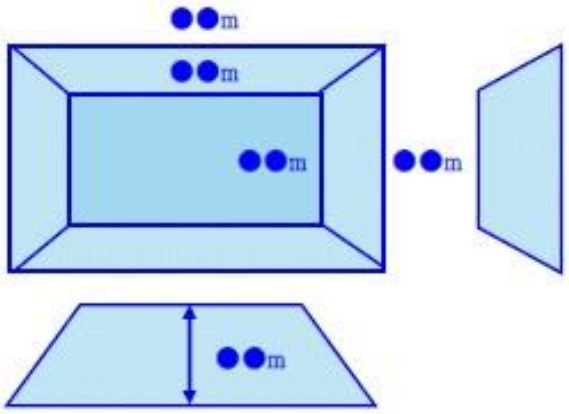

●土量計算書

●●×●●…＝●●m3

（※発生場所一覧記載の合計値との一致を確認）

【参考】

○千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

（土砂等の搬入の届出）

第十五条　第十条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の発生場所ごとに、当該土砂等が当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものを添付して知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。

一　当該土砂等が、公共事業により発生し、又は採取された土砂等である場合であって、安全基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたものであるとき。

二　当該土砂等が、採石法、砂利採取法、千葉県土採取条例その他の法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等である場合であって、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

三　当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積（次条において「一時的たい積」という。）を行う場所（当該場所において土砂等の発生場所が明確に区分されているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等である場合であって、当該発生場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付されたとき。

四　その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めた場合

○千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

（土砂等の搬入の届出）

第八条　条例第十五条の規定による届出は、土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（別記第八号様式）を提出して行わなければならない。

２　条例第十五条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第九号様式）とする。

３　条例第十五条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（別記第三号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第四号様式）とする。

４　前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第一に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

５　略